

「プロポジション ～佐賀からの提案～」(要約版)

国庫補助負担金の改革

(1) 佐賀県が考える3兆円改革の視点

- 地方の自由度を高め、県民満足度が向上する改革
- 国と地方の役割分担を明確にした改革
- 施策単位での一般財源化
- 事業量の縮減・補助率カットは反対
- 権限移譲を伴う一般財源化が原則

(2) 3兆円改革案

* 昨年プロポジション(5兆円改革案)との違い

公共事業は税源移譲に対する国・地方の見解の不一致があるので保留
(約3.2兆円除外)

市町村直接補助も改革対象に追加(1.2兆円追加)

	総額	17、18年度 改革対象 A	一般財源化すべき 主な国庫補助負担金	15、16年 度一財化 B	C = A + B
社会保障	11.7兆円	2.3兆円 (1.1兆円)	介護給付費負担金 社会福祉施設整備費補助金 在宅福祉事業費補助金 児童保護費等負担金	0.3兆円	2.6兆円
文教科学	2.9兆円	0.3兆円 (0.3兆円)	私学高等学校等経常費補助金 公立学校等施設整備費補助金	0.2兆円	0.5兆円
公共事業	4.8兆円			【0.5兆円】	【0.5兆円】
その他	1.0兆円	0.4兆円 (0.4兆円)	協同農業普及事業交付金 小規模企業等活性化補助金		0.4兆円
合計	20.4兆円	3.0兆円 (1.8兆円)			3.5兆円 【4.0兆円】

(注1) A欄の()は、「プロポジション10・16」での提案分(内数)

(注2) B欄の【 】は、一般財源化されず単に廃止された公共事業関係補助金約0.5兆円分を表示。C欄の【 】は、その0.5兆円分を含めると、18年度までに4兆円の補助金削減が達成されることを表示

15、16年度に一般財源化された補助金	0.5兆円
17、18年度に一般財源化すべき補助金	3.0兆円
合計	3.5兆円

義務10割、奨励8割で試算すると、税源移譲は3.25兆円
 = 基本方針2004の目標「概ね3兆円規模」を達成

税源移譲を含む税源配分の見直し

(1) 個人住民税比例税率化による税源移譲

基本方針2004：「概ね3兆円規模」を「個人住民税」で移譲

【パターン1】

- ・一般財源化すべき補助金のうち、介護給付費負担金は全額県へ一般財源化
- ・住民税10%比例税率化は、都道府県4%、市町村6%

(単位：億円)

	補助金 削減額 A	税源移譲額 B	差し引き C=A-B	基準財政需 要額の付替 D	不足額 C+D
県	127	100	27	46	73
市町村	100	63	37	+46	+9
計	227	163	64		64

【パターン2】

- ・一般財源化すべき補助金のうち、介護給付費負担金は県と市町村へ1/2ずつ一般財源化
- ・住民税10%比例税率化は、都道府県3%、市町村7%

(単位：億円)

	補助金 削減額 A	税源移譲額 B	差し引き C=A-B	基準財政需 要額の付替 D	不足額 C+D
県	78	48	30	46	76
市町村	149	115	34	+46	+12
計	227	163	64		64

* 「基準財政需要額の付替」とは、これまで市町村が実施していた国庫補助事業に対する県義務負担分については交付税措置（基準財政需要額に計上）されていたため、一般財源化に伴い、県義務負担分も含めて市町村の基準財政需要額に計上することである。

いずれの場合によっても、本県のように税源が不足する地域では補助金削減見合いの税源移譲額とならないことから、これまで以上に地方交付税の財源調整機能の発揮が必要。

(2) さらなる「歳入の自由度」をめざして

現在の地方税制の課題

「偏在性」：県民1人あたりの税収（税源）が都市と地方で格差

全税収 2.7倍

個人県民税 2.8倍 法人事業税 7.6倍

地方消費税 1.9倍 法人住民税 6.5倍

経済指標（県民1人あたりでの比較）

県民所得 2.1倍 県内総生産 2.7倍

経済格差と税収格差に乖離が発生

「不安定性」：法人関係税は、景気に左右されやすい

基本的な考え方：「偏在性の少ない、安定的な地方税制」

「個人住民税3兆円移譲後の」具体的な改革案

（補助金改革に伴う税源移譲）

平成19年度以降の改革：地方消費税による移譲

（国税と地方税の交換）

偏在性の高い税目を国税化、偏在性の低い税目を地方税化

法人住民税法人税割（地方税）と消費税（国税）を同額交換

地方交付税の改革

(1) 国と地方の協議の制度化

現在の課題

地方財政計画は、財務省と総務省の協議で作成、地方は関与できない
昨年のような突如大幅削減
いわゆる「乖離」「逆乖離」問題を惹起

	地方財政計画	決算	計画 - 決算
一般行政経費	20.0兆円	27.6兆円	7.6兆円
投資的経費(単独)	17.4兆円	11.4兆円	+6.0兆円

- ・ 投資的経費(単独)の6兆円乖離の是正のため、交付税を削減
- ・ 逆に、一般行政経費の7.6兆円逆乖離は、是正されず

地方財政計画は、法令等により実施すべき行政サービスをはじめ、地方が実施主体として行う行政サービスの水準を、政府(中央政府+地方政府)として国民に対して保障する仕組み

見直しのポイントは「幾ら削減するか」ではなく「あるべき行政サービスの水準はどの水準か」ということ

改革案：地方財政計画の作成に際して、国と地方の協議を制度化

(2) 「地方交付税法第20条の2」の活用

現在の課題

事業省庁：補助金がなければ、全国統一の行政水準を維持できない

改革案：各省大臣から都道府県知事への勧告権(交付税法第20条の2)の活用

(3) 交付税原資に関する課題

現在の課題

《交付税原資：法定5税の一部》の資金の流れ

国税収納金整理資金 一般会計 交付税特別会計 地方公共団体

* 一旦、一般会計を経由するため、「地方の財源」という性格が希薄

改革案

国税収納金整理資金 交付税特別会計 地方公共団体

地方向け国庫補助負担金の全体像と平成17年度・18年度に改革すべき補助金等

(注1) 網掛けの補助金が改革すべき補助金(平成16年度予算ベース)

(注2) 補助金名の頭の 印は、昨年の「プロポジション10・16」に追加して一般財源化を提案しているもの

20.4兆円(負担金16.8、補助金3.3、委託金0.3)

(単位:兆円)

社会保障関係 11.7							文教・科学振興 2.9		公共事業関係 4.8		その他 1.0
負担金 11.1							負担金 2.6		負担金 3.1	補助金 1.7	補助金
その他 1.0	老人医療 3.6	市町村国保 2.5	生活保護 1.7	介護保険 1.7	児童保護費 0.6	補助金 0.5	委託金 0.1	義務教育国庫負担金 2.5	補助金 0.3		0.8

身体障害者保護費負担金	1,046億円
養護老人ホーム等保護費負担金	567億円
保健事業費等負担金	304億円
児童扶養手当給付費負担金	3,013億円
原爆被爆者手当交付金	1,028億円

介護給付費負担金	10,903億円
同財政調整交付金	2,726億円
介護納付費負担金	2,495億円

児童保護費等負担金 6,240億円

在宅福祉事業費補助金	1,142億円
社会福祉施設等施設整備費補助金	1,098億円
児童保護費等補助金	742億円
身体障害者福祉費補助金	133億円
精神保健対策費補助金	231億円
医療施設運営費等補助金	187億円

私立高校等経常費助成費補助金	972億円
公立学校等施設整備費負担金	726億円
公立学校等施設整備費補助金	622億円
史跡等購入費補助金	153億円

協同農業普及事業交付金	234億円
小規模企業等活性化補助金	226億円
消防防災設備整備費補助金	113億円
農業関係補助金	1,123億円
林業・水産業関係補助金	230億円
公営住宅家賃対策等補助	1,365億円
電源立地地域対策交付金	1,124億円
都道府県警察費補助金	303億円

社会保障関係負担金
約1.94兆円

社会保障関係補助金
約0.38兆円

文教関係
0.27兆円

産業振興関係など
0.43兆円程度

3.02兆円程度を平成17年度・18年度に改革